

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 6 月27日
【会社名】	株式会社グローベルス
【英訳名】	GRO-BELS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 カーティス・フリーズ
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番 8 号
【電話番号】	03（3470）8411（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 田端 正人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番 8 号
【電話番号】	03（3470）8411（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 田端 正人
【縦覧に供する場所】	株式会社グローベルス横浜支店 （神奈川県横浜市西区平沼一丁目 3 番13号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

当社は、平成25年6月26日開催の第112回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき1円 総額66,132,962円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年6月27日

第2号議案 当社と株式会社プロスペクトとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社プロスペクトとの株式交換契約を承認するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

当社株式の流動性の向上および将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、発行可能株式総数を現行の1億4,400万株から2億6,800万株に変更するものであります。

第4号議案 取締役3名選任の件

カーティス・フリーズ、田端正人、ヘンダーソン・ドミニク・マシュアの3氏を取締役に選任するものであります。

第5号議案 監査役2名選任の件

築島秋雄、トーマス・R・ゼンゲージの両氏を監査役に選任するものであります。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役遠藤一也氏、中村安信氏、飯田光晴氏および退任監査役小川清一氏、高橋鉄氏、内山裕氏の6氏に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

第7号議案 取締役および監査役の報酬額改定、ならびに取締役および監査役に対して報酬として新株予約権（ストック・オプション）を付与する件

会社法第361条および会社法第387条の規定に基づき、当社の取締役および監査役の報酬額の改定、ならびに当社の取締役および当社監査役に対し、報酬等として、ストック・オプションとしての新株予約権を付与するものであります。

第8号議案 当社取締役、当社監査役および当社従業員（当社執行役員を含む。）に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、当社監査役および当社従業員（当社執行役員を含む。）に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果および賛成割合（%）
第1号議案	42,416	339	8	(注) 1	可決 99.21
第2号議案	41,717	1,038	8	(注) 2	可決 97.57
第3号議案	41,857	896	10	(注) 2	可決 97.90
第4号議案					
カーティス・フリーズ	42,379	373	11	(注) 3	可決 99.13
田端 正人	42,379	373	11		可決 99.13
ヘンダーソン・ドミニク・マシュエ	42,362	390	11		可決 99.09
第5号議案					
築島 秋雄	42,389	366	8	(注) 3	可決 99.14
トーマス・R・ゼンゲージ	42,384	371	8		可決 99.13
第6号議案	42,284	471	8	(注) 1	可決 98.90
第7号議案	41,511	1,244	8	(注) 1	可決 97.09
第8号議案	41,512	1,243	8	(注) 2	可決 97.09

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛成の割合の計算方法については、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席の株主分）に対する、事前行使分および当日出席した株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。